

1 子ども・子育て支援新制度に係る基準条例等の内容について

- (1) (仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) (仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (3) (仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) (仮称)保育の必要性の認定に関する基準を定める規則

基準項目

区分	項目	区分	項目	区分	項目	区分	項目
総則に関する基準	最低基準の目的及び向上【参】	総則に関する基準	食事【従】	小規模保育事業に関する基準	小規模保育事業の区分【従】	事業所内保育事業に関する基準	利用定員の設定【参】
	最低基準と家庭的保育事業者等【参】		食事の提供の特例【従】		設備の基準(A型)【参】		設備の基準【参】
	家庭的保育事業者等の一般原則【参】		利用乳幼児及び職員の健康診断【参】		職員(A型)【従】		職員【従】
	保育所等との連携【従】		家庭的保育事業所等内部の規程【参】		設備の基準(B型)【参】		連携施設に関する特例【従】
	家庭的保育事業者等の非常災害【参】		家庭的保育事業所等に備える帳簿【参】		職員(B型)【従】		職員(利用定員19名以下)【従】
	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件【参】		秘密保持等【従】		設備の基準(C型)【参】		
	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等【参】		苦情への対応【参】		職員(C型)【従】		
	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準【参】		設備の基準【参】		利用定員【従】		
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則【従】	職員【従】	居宅訪問型保育事業に関する基準	居宅訪問型保育事業【従】			
	虐待等の禁止【従】	保育時間【参】		設備及び備品【参】			
	懲戒に係る権限の濫用禁止【従】	保育の内容【従】		職員【従】			
	衛生管理等【参】	保護者との連絡【参】		居宅訪問型保育連携施設【従】			

(1) (仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 保育従事者数・資格要件

※従わなければならない基準

項目	国の示す基準		三条市の基準案
	従事する職員	職員数	
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 (市長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識と経験を有する者) ・家庭的保育補助者 (市長が行う研修を修了した者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 3:1 ※保育補助者がいる場合は 5:2 	<p>保育の質と安全を確保する上で、必要最低限の基準と考えられるため、国基準を三条市の基準とする。</p>
小規模保育事業 (A型) ※保育所分園に近い	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士(有資格者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 概ね3:1 ・1～2歳児 概ね6:1 ・上記の保育士プラス1名 	
小規模保育事業 (B型) ※A型とC型の間	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士(有資格者) ・保育士以外で市長が行う研修を終了した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 概ね3:1 ・1～2歳児 概ね6:1 ・上記の保育士プラス1名 ※保育士(有資格者)は1/2以上 	
小規模保育事業 (C型) ※家庭的保育に近い	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 (市長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識と経験を有する者) ・家庭的保育補助者 (市長が行う研修を修了した者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 3:1 ※保育補助者がいる場合は 5:2 	
事業所内保育事業	定員20名以上 ・保育士(有資格者) 定員19名以下 ・保育士(有資格者) ・保育士以外で市長が行う研修を終了した者	<ul style="list-style-type: none"> ■定員20名以上 ・0歳児 概ね3:1 ・1～2歳児 概ね6:1 ※最低2名 ■定員19名以下 ・小規模保育(B型)と同じ 	
居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 (市長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識と経験を有する者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 1:1 	

2 給食(食事の提供)

※従わなければならない基準

項目	国が示す基準			三条市の基準案
	提供方法	設備	職員	
家庭的保育事業	自園調理 ※全部委託、連携施設等からの搬入可	調理設備	調理員 ※調理業務を全部委託、連携施設等から搬入する場合は不要	自園調理を基本としているが、調理業務の全部委託及び連携施設からの搬入を可能としているため、国基準を三条市の基準とする。
小規模保育事業 (A型)	自園調理 ※全部委託、連携施設等からの搬入可	調理設備	調理員 ※調理業務を全部委託、連携施設等から搬入する場合は不要	
小規模保育事業 (B型)	自園調理 ※全部委託、連携施設等からの搬入可	調理設備	調理員 ※調理業務を全部委託、連携施設等から搬入する場合は不要	
小規模保育事業 (C型)	自園調理 ※全部委託、連携施設等からの搬入可	調理設備	調理員 ※調理業務を全部委託、連携施設等から搬入する場合は不要	
事業所内保育事業	自園調理 ※全部委託、連携施設等からの搬入可	調理室 ※事業者が事業場に付属して設置する炊事場を含む	調理員 ※調理業務を全部委託、連携施設等から搬入する場合は不要	
居宅訪問型保育事業	—	—	—	

(1) (仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 設備・面積基準

※参酌する基準

項目		国の示す基準			三条市の基準案
		設備	面積	その他	
家庭的保育事業	保育室等	保育を行う専門の部屋	1人3.3㎡ (最低9.9㎡)	・火災報知器、消火器の設置 ・消火訓練、避難訓練の実施	国が示す基準を三条市の努力目標とする。
	屋外遊戯場	同一敷地内に適当な広さの庭 ※付近の代替地可	2歳以上1人3.3㎡		
小規模保育事業(A型)	保育室等	0～1歳児:乳児室又はほふく室 2歳児:保育室又は遊戯室	0～1歳:1人3.3㎡ 2歳:1人1.98㎡	2階以上に設置する場合は、建築基準法等による基準あり	
	屋外遊戯場	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	2歳以上1人3.3㎡		
小規模保育事業(B型)	保育室等	0～1歳児:乳児室又はほふく室 2歳児:保育室又は遊戯室	0～1歳:1人3.3㎡ 2歳:1人1.98㎡	2階以上に設置する場合は、建築基準法等による基準あり	
	屋外遊戯場	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	2歳以上1人3.3㎡		
小規模保育事業(C型)	保育室等	0～1歳児:乳児室又はほふく室 2歳児:保育室又は遊戯室	0～1歳:1人3.3㎡ 2歳:1人3.3㎡	2階以上に設置する場合は、建築基準法等による基準あり	
	屋外遊戯場	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	2歳以上1人3.3㎡		
事業所内保育事業	保育室等	0～1歳児:乳児室又はほふく室、医務室 2歳児:保育室又は遊戯室	定員20名以上: 乳児室:1人1.65㎡、ほふく室:1人3.3㎡ 保育室又は遊戯室:1人1.98㎡ 定員19名以下: 小規模(A型)と同じ	2階以上に設置する場合は、建築基準法等による基準あり	
	屋外遊戯場	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	2歳以上1人3.3㎡		
居宅訪問型保育事業	保育室等	事業を行うために必要な専用の区画	—	乳幼児の状況に応じ、適切な専門的な支援を受けられるよう、連携する施設を確保	
	屋外遊戯場	—	—		

基準項目

区分	項目	区分	項目	区分	項目	区分	項目	
特定教育・保育施設に関する基準	利用定員【従】	特定教育・保育施設に関する基準	特定教育保育に関する評価等【参】	特定教育・保育施設に関する基準	情報の提供等【参】	特定地域型保育事業に関する基準	あっせん、調整及び要請に対する協力【従】	
	内容及び手続の説明及び同意【従】		相談及び援助【参】		利益供与等の禁止【参】		心身の状況等の把握【参】	
	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等【従】		緊急時等の対応【参】		苦情解決【参】		特定教育保育施設等との連携【従】	
	あっせん、調整及び要請に対する協力【従】		市町村への通知【参】		地域との連携【参】		利用者負担額等の受領【従】	
	受給資格等の確認【参】		運営規程【参】		事故発生の防止及び発生時の対応【従】		特定地域型保育の取扱方針【従】	
	支給認定の申請に係る援助【参】		勤務体制の確保等【参】		会計の区分【参】		特定地域型保育に関する評価等【参】	
	心身の状況の把握【参】		定員の遵守【参】		記録の整備【参】		運営規程【参】	
	小学校等との連携【参】		揭示【参】		準 特定地域型保育事業に関する基準		特定利用保育の基準【従】	勤務体制の確保等【参】
	教育・保育の提供の記録【参】		平等に取り扱う原則【従】				特定利用教育の基準【従】	定員の遵守【参】
	利用者負担額等の受領【従】		虐待等の禁止【従】				利用定員【従】	記録の整理【参】
	施設型給付費等の額に係る通知等【参】		懲戒に係る権限の濫用禁止【従】				内容及び手続の説明及び同意【従】	特別利用地域型保育の基準【従】
	特定教育保育の取扱方針【従】		秘密保持等【従】	正当な理由のない提供拒否の禁止等【従】				

(2) (仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

1 利用定員の設定

※従わなければならない基準

施設区分	満3歳以上		満3歳未満	三条市の基準案	
	①1号認定	②2号認定	③3号認定 (0歳、1～2歳)		
特定教育・保育施設(施設型給付)					
幼保連携型認定こども園	合わせて20名以上			利用定員の基準を示されたものであるため、国基準を三条市の基準とする。	
幼稚園型認定こども園	合わせて20名以上				
保育所型認定こども園	合わせて20名以上				
地方裁量型認定こども園	合わせて20名以上				
保育所(園)	—	合わせて20名以上			
幼稚園	定員設定なし	—	—		
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)					
家庭的保育事業	—	—	1人～5人		
小規模保育事業	—	—	6人～19人 ※C型にあっては6～10人		
居宅訪問型保育事業	—	—	1人		
事業所内保育事業	—	—	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に規定		

基準項目

区分	項目	区分	項目	区分	項目	区分	項目
総則に関する基準	趣旨【参】	設備及び運営に関する基準	運営規程【参】				
	最低基準の目的【参】		放課後児童健全育成事業者が備える帳簿【参】				
	最低基準の向上【参】		秘密保持等【参】				
	最低基準と放課後児童健全育成事業者【参】		苦情への対応【参】				
	放課後児童健全育成事業の一般原則【参】		開所時間及び日数【参】				
	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策【参】		保護者との連絡【参】				
	放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等【参】		関係機関との連携【参】				
設備及び運営に関する基準	設備の基準【参】		事故発生時の対応【参】				
	職員【従】						
	利用者を平等に取り扱う原則【参】						
	虐待等の禁止【参】						
	衛生管理等【参】						

(3) (仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 対象児童

※参酌する基準

項目	国の示す基準	三条市の基準案
一般原則 (支援の対象児童)	小学校に就学している児童	施設規模等を考慮し、現在の運用と同様に「概ね小学校1年生から3年生までの児童」とし、4年生以上の児童については可能な施設で受入を行う。

2 設備・面積基準

※参酌する基準

項目	国の示す基準		三条市の基準案
	設備	面積	
設備の基準	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用の区画	1人1.65㎡	国が示す基準を三条市の努力目標とする。

3 職員数・資格要件等

※従わなければならない基準

項目	国の示す基準		三条市の基準案
	従事する職員	職員数	
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員 <ul style="list-style-type: none"> ○保育士・教員等の有資格者 ○放課後児童健全育成事業に従事した経験を有する者 上記のうち、都道府県知事が行う研修を終了した者 ・放課後児童補助員 	支援の単位ごとに2人以上ただし、1名は放課後児童支援員とする。 支援の単位は概ね40人以下とする。 ※支援の単位は参酌基準	事業の質を確保するため、最低限必要な基準であると考えられるため、国基準を三条市基準とする。 なお、支援の単位は参酌基準のため努力目標とする。

(4) (仮称)保育の必要性の認定に関する基準を定める規則

1 保育の必要性の事由

※従わなければならない基準

項目	国の示す基準	三条市の基準案
保育の必要性の認定に係る事由	<ul style="list-style-type: none"> ①就労 ②妊娠、出産 ③疾病、障がい ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動(起業準備含む) ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 	国基準を市の基準とする。

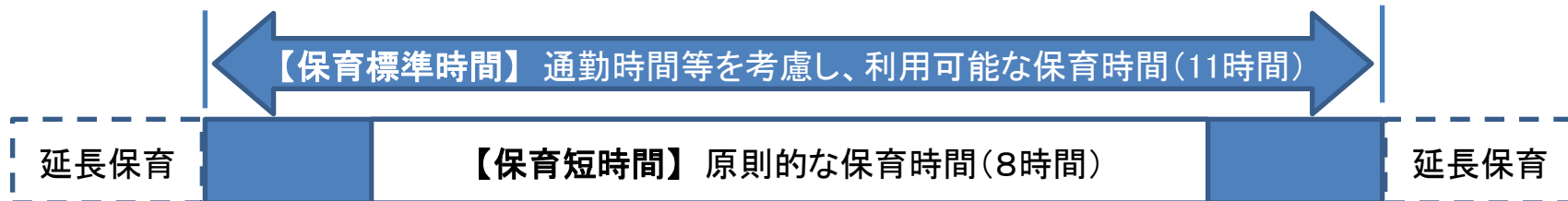
2 保育必要量

※従わなければならない基準

項目	国の示す基準	三条市の基準案
保育必要量	<p>【保育標準時間】 1日当たり11時間までの利用に対応</p> <p>【保育短時間】 1日当たり8時間までの利用に対応</p>	<p>国基準を市の基準とする。</p> <p>※国において公定価格の分けあり</p>

《保育必要量のイメージ》

※保育所の開設時間は市町村、施設毎に定める。



※ 8時間、11時間を超える保育については、延長保育として取り扱う。(現行制度どおり)

3 就労時間の下限

※参酌する基準

項目	国の示す基準	三条市の基準案
就労時間の下限	1か月当たり48時間から64時間までの範囲内で地域の就労実態等を考慮して市町村が定める。	現在、下限時間を設定せず就労の有無のみで判断していることから、就労時間の下限は設定しない。

4 優先利用

※従わなければならない基準

項目	国の示す基準	三条市の基準案
優先利用	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障がいをもつ場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所などの利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業などの卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由 	国基準を市の基準とする。